

## ライフジャケットの着用義務範囲拡大について

国土交通省は関係法令を改正し、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の第 137 条（船外への転落に備えた措置）の改正により、2018 年 2 月から、小型船舶のライフジャケット（救命胴衣）の着用義務範囲が拡大され、これまで努力義務とされていた「暴露甲板での着用」を含め例外を除いて着用が全面義務化されることになりました。

詳しくは下記「国土交通省の関連サイト」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html)

法改正によりいままでも着用すべきライフジャケットは型式承認品（桜マーク※）でないものでも遊漁船への乗船ができるのかあいまいでしたが、このほど国土交通省から型式承認品でない違反になることが明確に示されました。



### 弊社発売（製造終了品を含む）救命胴衣型式承認品取得の有無

#### インフレーターサスペンダー AT

2014 年～



**型式承認品 TYPE A**

#### インフレーターブリザーバー AT

2008 年～



**型式承認品 TYPE A**

#### インフレーターブリザーバーウエスト

2005 年～



**未取得**

#### レイパームスインフレーターブリザーバー

2004 年～



**未取得**

#### インフレーターブリザーバー

2002 年～



**未取得**

#### 本体の定期点検とカートリッジの期限

インフレーターは機能を維持するため定期点検が必要です。ボンベやカートリッジ、気室やカバー、ホイッスル、バックルやベルト、補助送気管などほつれや破損がないか、正常に機能しているか点検ください。1 年に 1 度の定期点検を推奨します。その際は弊社及び下記製造元にお問い合わせください。

また、水感知式の膨脹式タイプに装着されているカートリッジ（センサー部分）には使用期限があります。使用期限を過ぎますと水感知センサーの精度が低下いたしますので、日付をご確認のうえお早めに交換されることをお勧めいたします。交換の目安は製造日から 3 年ですのでご注意ください。  
※点検及び交換は有償です。送料のご負担もご了承ください。

#### フローティングゲームベスト フローティングゲームベスト II

**未取得**

フォームタイプ（固形式）の上記弊社製品はサーフ及び磯、堤防での釣りを対象としています。「型式承認品」ではありませんので遊漁船の着用義務には対応していません。

『お問い合わせ先』 弊社インフレーター製品 製造元  
高階救命器具株式会社レジャー用品部  
〒556-0028 大阪府大阪市浪速区久保吉 1 丁目 1 番 3 0 号  
TEL: 06-6568-3512  
Web: <http://tlpc.co.jp/>